

げんき便り

平成二十年十月
第九号（十月十日発行）



法律の変わり目

☆協会けんぽが スタートします☆

平成二十年十月一日から、これまで国が行っていた健康保険（政府管掌健康保険）が、各都道府県を中心とした、「協会けんぽ」に変わります。

その目的は、「地域の実業に応じたサービス提供」であり、各県の努力により、県ごとに異なる保険料率の設定も可能になります。

届出の変更点

健康保険・厚生年金保険の取得届、扶養届、喪失届は従来通り社会保険事務所に提出します。

健康保険の給付関係（傷病手当金・出産育児一時金・高額療養費等）は、各都道府県の協会けんぽに提出します。

手続き上の詳細は、これから随時、公表されると思います。ちなみに、埼玉県
の協会けんぽ電話番号は、
048(658)5911
です。



～ちょこっとコラム～

九月に、女性
起業支援講座で
（企画運営有限
会社河野経営研
究所・代表 中小
企業診断士河野
律子氏）「開業前
に知っておきた
いこと」につい
て社会保険労務
士の立場から話
をしてきました。

当日は、参加者のビジ
ネスプランの発表もあ
ったため見学しまし
た。が、プレゼンの際、人
を惹きつける話しぶり
に驚きつつ、そのスキル
の高さに、同じ女性とし
て、とてもうれしく思っ
てしまいました。

参加者の皆さんの「やる気」の影響をつけたせいか、帰宅時も帰宅後も元気な一日でした。

発行者
社会保険労務士まつもと事務所
社会保険労務士 松本陽子

TEL 0480-25-0378
FAX 0480-53-6432
<https://matsumoto5.com>

振り込まれる年金が増えたよ、なんですか？先日、母から電話がありました。

私「それはね、お母さんが六十歳になって、仕事を辞めた後も、国民年金の保険料を払う手続きしたでしょ。その分が支給されるようになったんだよ」

母「そうなの？だって、そんなに払ってなかったよ」

私「保険料の前納制度を利用して、一括で払っていたからそう感じるんじゃない？もちろん、それはずっともらえるし、長生きすれば、年金額の合計が払った保険料を超えるよ。」

「65歳からもらう年金を増やす方法」

年金の話 知っておきたい

六十歳以降も利用できる国民年金の「任意加入制度」

国民年金は、原則として二十歳から六十歳までが強制加入であり、六十歳以降は、加入しないこととなります。ただし、国民年金は四十年加入することで満額の年金が支給されることになっており、年金を満額に近づきたい場合は、六十歳から六十五歳前まで加入できる「任意加入」という制度があります。

一ヶ月の保険料は、六十歳前の人と同じです。おおまかな試算ですが、一年間保険料を納めると、六十五歳からの年金が約二万円増えます。六十歳から六十五歳前までの五年間納めると、年間約十万円（一ヶ月約八千

円）増えることとなります。保険料の合計と年金額の合計がほぼ同じになるのは、支給開始後八、九年後。七十三歳〜四歳で元が取れる計算です。母の場合は、加えて付加保険料という月額四百円の保険料も納めました。これは付加年金という名称で支給されますが、二年で元が取れる計算になっています。

任意加入しても、さかのぼって納付できない

注意点は、任意加入しても、さかのぼって保険料を納付することできないということです（付加保険料も同じ）。加入手続きが遅くなると、納付できる保険料、受給できる年金額とも少なくなります。利用したい方は早めの手続きをお勧めします。



うさぎの花束

『耳の痛い言葉こそ
きちんと聴こう』

開業後は、勤めているときよりフィードバックされることが、ぐっと減ります。

そんな中「それをやりたい方法で始めたら？」「もっとしっかり営業にいかなくちゃ！」そのノウハウをアピールする方法をもっと考えなさい」etc.

同業、異業種の先輩事業主や友人、家族から、ビシッと聞かれることがあります。相手からすれば、言っても言わなくてもよいことなのに、あえて言ってくれている…。そんな言葉はしっかり受けとめようと思います。



秘するが花 五の二

幽玄は風姿花伝書でも論じられています。見る姿や聞く姿の数々、皆押しなめて美しからんを以って、幽玄と知るべし。

謡曲の井筒。・・・僧が石上なる古寺で、一夜を明かさんとす。その夜の夢に婦人があらわれ業平の霊の憑りし態にて、舞を舞い、筒井筒の歌を吟じて井筒に身を寄せ、水鏡に映れる姿を見て、夫の昔を懐出でたるに、徘徊りて去りかりぬる風情なりしが、何時とも無く、魄霊の姿は失せて、在原寺の鐘に夜も明くる程に、僧は夢から醒めけり。

広辞苑で幽玄は奥深く微妙で、容易にはかり知ることのできないこと。また、あじわいの深いこと。情趣に富むこと。と記されています。

越谷市男女共同参画支援センター登録団体

ai(あい)グループ代表

社会保険労務士 横山清春



ちょこっとコラム パート2

○ マーケティングと販売促進



開業後は、チラシ、プレゼン資料、パンフレットなどいろいろ作りました。セミナー用チラシは、反応ゼロから定員オーバーでやむなくお断りしたもので様々でした。

ところで、自身の仕事のほかに、チラシや情報紙などの作成を頼まれることがあります。「げんき便り」をお送りしている方からもご依頼頂きました。「書く、編集する、校正する」ことが増えてきたこの頃です。

そして、制作物をよりよいものにするため、「マーケティングを学ぼう!」と思いたち、マーケティング理論を学ぶ講座を申し込み、関連書籍を読み始めました。そんな中、本屋で「販促会議」という雑誌を発見。10月号のタイトルは「このひとことで売り上げを伸ばす」。目を引くキャッチコピーで、さすが「販促」を目的にしているだけがあります。アイデア豊かな販促手法を紹介していて、とても楽しめました。マーケティングや販売促進というのは、提供するサービスを的確に伝えることはもちろん、サービスを受ける前からわくわくさせるようなものだともっといいのね!...、自分なりに解釈したのでした。



働く人の法律問答

労働基準法の最も重い罰則は？



マツ社労士はタケ社長から、こんな質問を受けました。

- タケ社長**：最近、誠実に商売をすることの大切さをつくづく感じるねえ。会社の中を、いろんな意味でクリーンにしておくことが、商売を長く続ける秘訣かな。
- マツ社労士**：そうですね。社内は、そうそう外の人が見られるものではないからこそ、誠実に仕事を進めていくというのは、とても大切なことですね。
- タケ社長**：誠実に仕事をする、ということ言えば、法律を守るってことも大切な要素だね。労働者が裁判を起こしたら、その結果が大きなニュースになる時代だから。
- マツ社労士**：はい。確かに労働問題が大きく取り上げられる時代です。それに個人で労働基準監督署に相談に行くケースも増えていると感じます。
- タケ社長**：ほう、そうなのかい。ところで、労働基準法ってのは、罰則があるってことだけど、もっとも厳しいのは、どんな内容だい？
- マツ社労士**：はい。「強制労働の禁止」という規定があり、「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない」としていて、違反すると「1年以上10年以下の懲役、又は20万円以上300万円以下の罰金に処する」、となっています。
- タケ社長**：ずいぶん、恐ろしい言葉が並んでいるね。いまどき、暴行、脅迫、監禁で労働させようなんてことはあるのかね。
- マツ社労士**：今の時代では、違和感があるかもしれませんが、かつては、労働者の意思によらず、暴行などで労働を強制する封建的な悪習が広く見られたそうです。この悪習は根強く残ってきたため、刑法だけでなく、労働基準法でも、なんとかしたいと考えて、規定されたんです。
- タケ社長**：そういえば、親父からも近い話を聞いたような気がするよ。先人達の苦労の上に、今の暮らしがあるんだなあ。。。

編集後記

実家に立ち寄ると、自由人ならぬ自由ネコが、庭をのっそり歩いていることがよくあります。先日は弟の白と黒のツートンカラーの車のトランクの上に、同じく白と黒のネコが寝そべっていて、そのあまりにもマツチングした状態に、思わずにんまりしてしまいました。(写真を撮って、ブログ「法律問答」に掲載しました)トランクの上は、日当たりもよく、屋根があつて雨もしのげるので、自由ネコ仲間には人気スポットです。

ところで、徐々に秋らしい、過ごしやすいう日が増えてきました。今年も残すところ三か月。年末には「今年もがんばった」といえるように一日一日を大切に過ごしたいと思います